

平成 22 年 6 月 4 日

国立大学法人 東京工業大学

学 長 伊賀 健一 殿

監 事 清水 康 敬

監 事 鈴木 基 之

監査報告書

私ども監事は平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、業務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席すると共に、重要な決済書類等を閲覧しました。更に、学長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取すると共に、本部ならびに主要な部門において業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の査閲等によりこれを確かめました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書（会計に関する部分に限る）、決算報告書につき報告及び説明を受け検討を加えました。

学長と当法人との利益相反取引ならびに学長及び理事の当法人業務以外の業務に関しては、必要に応じて学長及び理事から報告を求めると共にその有無を調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告書は当法人の状況を的確に示しているものと認めます。
- (2) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 貸借対照表及び損益計算書は当法人の財政状態及び運営成績を適正に表示していると認めます。
- (4) キャッシュ・フロー計算書は当法人のキャッシュ・フローを正しく表示していると認めます。
- (5) 利益の処分に関する書類（案）は法令に適合していると認めます。
- (6) 国立大学法人業務実施コスト計算書は業務運営のコストを発生原因ごとに正しく表示していると認めます。
- (7) 附属明細書は記載すべき事項を正しく示しており、指摘する事項はありません。
- (8) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく表示していると認めます。
- (9) 業務の遂行に関して、法令に違反する重大な事実は認められません。

なお、学長と当法人の利益相反取引並びに学長及び理事の当法人業務以外の業務実施の事実は認められません。

以上